

一般財団法人さいたま住宅検査センター構造計算適合性判定業務手数料規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人さいたま住宅検査センター構造計算適合性判定業務規程（以下「業務規程」という。）」第21条の規定に基づき、一般財団法人さいたま住宅検査センター（以下「センター」という。）が実施する構造計算適合性判定業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(申請手数料)

第2条 申請手数料は、一の建築物ごとに建設地に応じ別表に定める額とする。ただし、センターが必要と認める場合、これによらないことができる。なお、本項の規定は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第36条の4に定める建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合（地上部部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合を含む。）、それぞれ別の建築物とみなして適用する。

(手数料の収納方法)

第3条 センターは、構造計算適合性判定業務の申請を引受けたときは、第2条に規定する手数料をセンターが指定する金融機関の口座に、振込みにより建築主等から収納する。ただし、緊急の場合その他センターが必要と認める場合においてはこの限りではない。

2 前項の振込みに要する費用は、建築主等が負担する。

(手数料の返還方法等)

第4条 センターは、業務規程第22条の2ただし書きの規定により手数料を建築主等に返還する場合においては、建築主等が指定する金融機関の口座へ振込みにより返還するものとする。

2 前項の振込みに要する費用は、センターが負担する。

3 返還する手数料には、利子は付さないものとする。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月20日から施行する。

別表（第2条関係）

建設地が埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県及び群馬県の場合

床面積	大臣認定プログラム使用	大臣認定プログラム以外
1,000㎡以内	107,000	156,000
1,000㎡超え 2,000㎡以内	134,000	209,000
2,000㎡超え 10,000㎡以内	147,000	240,000
10,000㎡超え 50,000㎡以内	187,000	318,000
50,000㎡超え	319,000	587,000